

第五十四号議案

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年東京都条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十二条とし、第十七条から第十九条までを二条ずつ繰り下げ、第十六条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第十八条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子ども所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

（虐待等の禁止）

第十条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該

子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都認定こども園の認定要件に関する条例第十八条第二項の規定の適用については、認定こども園において通園を目的とした自動車を行なう場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子ども所在の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号）の改正に伴い、自動車を運行する場合における子どもの所在の確認に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。